

奈良県告示第二百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

令和元年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 初瀬ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 桜井市内の県道桜井都祁線と市道初瀬ダム線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し、市道落神線との交点に至り、同所から同市道を北進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を北北西進し、市道中谷地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し、及び南西進し、市道初瀬ダム線との交点に至り、同所から同市道を南進し、初瀬ダム堤体左岸部切取面との交点に至り、同所から法頭伝いに南西進し、切取面最高部に至り、同所から尾根伝いに西進し、同県道に至り、同所から同県道を北進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

一 名称 朝倉特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 国道一六五号線と国道一六六号線との交点を起点とし、同所から国道一六五号線を北東進し、市道黒崎地内九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道慈恩寺黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道竜谷本線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道忍阪竜谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、及び北西進し、市道忍阪御陵線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道忍阪地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、南進し、及び西進し、市道忍阪街道二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、国道一六六号線との交点に至り、同所から同国道を北西進して起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

一 名称 榛原特定猟具使用禁止区域（銃）

- 二 区域 宇陀市榛原上井足の主要地方道榛原菟田野御杖線と市道玉立二号線の二本杉橋南詰との交点を起点とし、同所から谷に沿って三二〇メートル西進し、大宇陀五津地区との境界に至り、同所から同境界を北西進し、出合橋南詰に至り、同所から宇陀川右岸の市道篠楽五号線を北東進し、市道玉立二号線の篠楽橋南詰に至り、同所から同市道を北進し、国道一六五号線との交点に至り、同所から榛原あかね台二丁目と榛原角柄との境界に至り、同所から同境界を北進し、榛原萩原地区との境界に至り、同所から榛原あかね台二丁目との境界を東進し、市道西峠山トジ線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道西峠一号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道玉立二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、国道三六九号線と市道山辺三九号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、同市道の榛原山辺三で国道一六五号線との交点に至り、同所から市道山辺三二号線を南進し、近鉄大阪線との交点に至り、同所から同線路に沿って南西進し、市道長峯大野線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道高倉山辺三線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道桧牧甲四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、国道三六九号線との交点に至り、同所から同国道を北西進し、市道萩原二六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道萩原二七号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道菟田川駅前丹切線との交点に至り、同所から同市道を南進し、奈良県立榛生昇陽高等学校に至り、同所から同高等学校南側に沿って南進し、及び西進し、市道下井足二一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、主要地方道榛原菟田野御杖線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進して起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）
- 三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

一 名称 都祁特定猟具使用禁止区域（銃）

- 二 区域 奈良市、桜井市及び天理市の境界の交点を起点とし、同所から奈良市と天理市との境界を北東進し、主要地方道桜井都祁線との交点に至り、同所から県道都祁名張線を東進し、奈良市と宇陀市の境界に至り、同所から同境界を南進し、及び西進し、奈良市と桜井市との境界に至り、同所から同境界を北西進して起

点に至る一円の区域（別紙第四図の表示区域）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

一 名称 三ヶ谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 名阪国道神野ロインターを起点とし、国道二五号線（名阪国道）を七〇〇メートル北東進し、矢ノ上線との交点に至り、同所から作業路矢ノ上線を八〇〇メートル南西進し、村道豊央線との交点に至り、同所から同村道を二〇〇メートル北西進し、同国道との交点に至り、同所から同国道を二〇〇メートル北東進して起点に至る一円の区域（別紙第五図の表示区域）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

一 名称 富田、戸毛特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 北東位置の御所市と高取町との境界の曾我川と大和平野特定猟具使用禁止区域との交点を起点とし、同川を南進し、県道五條高取線と市道葛四八号線との交点に至り、同所から同市道より高取町町道を南進し、市道戸毛樋野線との交点に至り、同所から同市道より市道葛四四号線を西北進し、国道三〇九号線との交点に至り、同所から同国道を北西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域との交点に至り、同所から同区域の境界を東進し、及び南東進して起点に至る一円の区域（別紙第六図の表示区域）

三 存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで











